

運転免許証自主返納高齢者支援制度運用要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢運転者が関係する交通事故が増加するなか、運転に不安を感じながらも買物や通院等の生活手段として自動車の運転を継続している高齢者に対して、運転免許証を返納しやすい生活環境を提供することによって、運転免許証の自主返納を促進し、もって高齢運転者に係る交通事故の抑止を図ることを目的とする。

(運用の基本)

第2条 この要領は、滋賀県警察本部（以下「警察本部」という。）が行う「運転免許証自主返納高齢者支援制度」（以下「自主返納サポート制度」という。）の推進に当たり、この制度に賛同する事業者等（以下「自主返納協賛店」という。）の協力を得て、運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者（以下「運転免許証返納高齢者」という。）に対して、商品の割引などの特典を提供（以下「サービス提供」という。）する等により、運転免許証返納高齢者の拡大と道路交通における高齢者の安全と安心を確保することを運用の基本とする。

(自主返納協賛店の活動内容)

第3条 自主返納協賛店は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 運転免許証返納高齢者に対するサービスの提供。なおサービス内容は、第5条第1項に規定する高齢者交通安全支援協賛店加盟申込書（別記様式第1号。以下「加盟申込書」という。）に記載したものである
- (2) 自主返納協賛店に交通安全ポスター等の掲出など、警察本部が行う交通安全活動への協力

(自主返納協賛店の要件)

第4条 自主返納協賛店の要件は、前条に定める活動が可能で、かつ、県内に店舗（事業所）を有し、又は県内で事業活動等を行っているものとする。

(自主返納協賛店加盟の申込み及び審査)

第5条 自主返納協賛店に加盟しようとする個人又は団体は、加盟申込書に必要事項を記載し、店舗（事業所）の所在地を管轄する警察署を

經由して警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に提出するものとする。

- 2 交通部交通企画課長は、前項の加盟申込書により、提供しようとするサービスの内容等が自主返納サポート制度にふさわしいものか否か審査を行うものとする。

（自主返納協賛店の登録）

第6条 交通企画課は、前条第2項による審査の結果、自主返納サポート制度にふさわしいと認められた場合は、自主返納協賛店として登録し、当該自主返納協賛店に対して1店舗（1事業所）ごとに「高齢者交通安全支援協賛店の証」（別記様式第2号）を交付するものとする。

（サービス提供の対象者）

第7条 自主返納協賛店が行うサービスの提供は、道路交通法第104条の4第5項に規定する「運転経歴証明書」を提示した運転免許証返納高齢者を対象とする。

ただし、自主返納協賛店が警察本部と協議のうえ、当該自主返納協賛店の責任において、サービス提供の対象者を運転免許証返納高齢者の家族や同伴者に拡大することを妨げないものとする。

（権利等の譲渡の禁止）

第8条 自主返納協賛店は、この要領に定める権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（個人情報保護）

第9条 交通企画課及び自主返納協賛店は、この制度を通じて知り得た個人のプライバシー等に関する情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（サービス提供内容の改定）

第10条 自主返納協賛店は、提供するサービスの内容を改定しようとするときは、1ヵ月前までに交通企画課に申し出を行うなど、運転免許証返納高齢者等に混乱を与えないよう配慮するものとする。

（紛議防止）

第11条 自主返納協賛店は、加盟申込書に記載した提供しようとするサ

ービスの内容を誠実に履行して運転免許証返納高齢者等との紛議の防止に努め、紛議が発生した場合は誠意をもって解決を図るものとする。

(加盟の解消)

第12条 自主返納協賛店が協賛店加盟の解消を申し出たとき、又は協賛店としてふさわしくない事情が発生したときは、警察本部と自主返納協賛店とが協議の上、加盟を解消するものとする。

(加盟の期間)

第13条 加盟の期間は、登録の日から翌年の3月末日までとする。

ただし、期間満了の1ヵ月前までにいずれからも異議の申し出がないときは、1年間の自動更新がなされるものとし、以後同様とする。

(事務局)

第14条 自主返納サポート制度の運用に係る業務を担当する事務局を警察本部交通部交通企画課高齢者交通安全推進室（以下「高齢者交通安全推進室」という。）に置く。

(自主返納協賛店の登録簿)

第15条 高齢者交通安全推進室は、自主返納協賛店に係る登録簿（別記様式第3号）を備え付け、次の事項を搭載しておくものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 店舗名・事業所
- (4) 店舗・事業所の所在地及び連絡先
- (5) 代表者の氏名
- (6) 責任者又は担当者の役職・氏名
- (7) 提供するサービスの内容

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、必要に応じて警察本部と自主返納協賛店が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から実施する。